

職員の一般技術および福祉事務への職種変更実施要領

1 対象者

一般職の常勤職員（暫定再任用職員，技能労務職員，医師職員，消防職員，教員，電車乗務員および病院局採用職員を除く。）で，業務上必要となる学歴免許等を有しており，職種の変更を希望する者を対象とする。

2 職種変更する職種の範囲

- (1) 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（以下「規則」という。）別表第2に定める以下の職種への職種変更を行うものとする。

なお，職種変更した職員が，職種変更前の職種に再度変更することは，特別な事情がある場合を除き認めない。

ア 一般技術のうち建築技術

イ 福祉事務

3 必要な学歴免許等

- (1) 一般技術のうち建築技術

1級建築士免許，2級建築基準適合判定資格者および1級建築基準適合判定資格者

- (2) 福祉事務

社会福祉主事任用資格，保育士資格，幼稚園教諭免許，介護福祉士資格，食品衛生監視員任用資格，管理栄養士免許，理学療法士免許，作業療法士免許，言語聴覚士免許，保健師免許，社会福祉士資格，精神保健福祉士資格，薬剤師免許，獣医師免許および公認心理師資格

4 実施方法

- (1) 職種変更を希望する者は，総務部人事課が実施する希望者調査に回答しなければならない。

- (2) 希望者調査に回答があった場合には、総務部人事課長が当該職員と面談を行う。

5 職種変更職員の選考

- (1) 職種変更をするときは、函館市職員任用委員会（以下「委員会」という。）にて選考するものとする。

6 選考結果の通知

- (1) 総務部人事課長は、選考結果について、所属長を経由して、職種変更選考結果通知書（別記第1号様式）により通知する。

7 給与の取扱い

- (1) 職種変更後の職務の級および号給は、規則等の規定に基づき決定する。

8 その他

- (1) 職種変更希望者が、職種変更を辞退する場合は、職種変更辞退届（別記第2号様式）を速やかに総務部人事課長に提出しなければならない。
- (2) この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和6年6月10日から施行する。

別記第1号様式

令和 年 月 日

様

函館市長

職種変更選考結果通知書

(内定した場合)

年度の職種変更選考の結果、職種変更対象者として内定したので通知いたします。

(内定できない場合)

年度の職種変更選考の結果、職種変更対象者として内定できませんでしたので、通知いたします。

別記第2号様式

職種変更辞退届

函 館 市 長 様

職員の職種変更に希望いたしましたが、 のため職種変更を辞退いたします。

令和 年 月 日

所 属 _____

職・氏名 _____